

○藤沢市都市計画提案評価検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条の 3 の規定に基づく同法第 21 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による都市計画の決定又は変更の提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの市の判断及び都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 38 条の規定に基づく同法第 37 条第 1 項の規定による都市計画の決定又は変更の提案に係る都市計画の決定又は変更の提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をするかどうかの市の判断（以下「計画提案に対する市の判断」と総称する。）を行うため、藤沢市都市計画提案評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、計画提案に対する市の判断に関し必要な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 検討会議は、議長及び委員をもって組織する。

(議長)

第 4 条 議長は、計画建築部を担当する助役をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民自治部長
- (5) 福祉健康部長
- (6) 環境部長
- (7) 経済部長
- (8) 計画建築部長

(9) 都市整備部長

(10) 土木部長

(11) 教育総務部長

(12) 生涯学習部長

(会議の招集)

第6条 検討会議は、議長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要に応じ、審議事項に係る課等の長の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、藤沢市都市計画の提案に関する規則（平成16年藤沢市規則第2号）の施行の日から施行する。